

EITF Snapshot

注：本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が（正）となります旨、ご了承下さい。

クリス・クライダーマン、スティーブン・マッキニー、ボブ・ウール

デロイト&トウシュLLP

目次

- EITF 15-B 「プリペイド・ストアード・バリューカードのブレケージの認識」
- EITF 15-F 「キャッシュフロー計算書：一定の現金収支の分類」
- 事務的事項

今回の EITF Snapshot は、2015 年 9 月 17 日に開催された発生問題専門委員会 (EITF、以下「専門委員会」) の会合を要約したものである。専門委員会の当初の合意 (「公開のための合意 (consensus-for-exposure)」) は米国財務会計基準審議会 (FASB) の承認後、一般コメントの募集のために公開される。専門委員会はコメント期間終了後、寄せられたコメントを検討し、最終合意に達するために、予定されている会合で問題点を再審議する。これらの最終合意はその後、最終承認を得るため FASB に提出され、最終的に会計基準アップデート (ASU) として発行される。

専門委員会の公式議事録はデロイトの [Technical Library](#) および [FASB のウェブサイト](#) に掲載される (専門委員会の公式議事録には、本発行物と異なる詳細が記載されている可能性があることに注意)。EITF Issue の要約 (会合前に公表され、議論の枠組みとして用いられる) もこれらのサイトで参照できる。

EITF 15-B 「プリペイド・ストアード・バリューカードのブレケージの認識」

現状: 暫定的決定

対象: 最終合意の適用範囲に入るプリペイド・ストアード・バリューカード (stored-value card) を提供している事業者 (下記参照)

背景: 事業者は、第三者によって提供される商品およびサービスのみを購入できるプリペイド・ストアード・バリューカードを提供することがある。このプリペイド・カードは、特定の会社、非関連会社のグループ、または特定のカード・ネットワーク内で業務を行う任意の会社で使用できる。このプリペイド・ストアード・バリューカードを発行した事業者は、発行時点でカード保有者に対する負債を計上する。消費者がそのカードを使用して第三者から商品およびサービスを購入すると、発行者は、カード保有者に対する負債を減額して、当該第三者に対する負債を設定する。カード発行者は、現金により直接、当該第三者との間でこの債務を決済する。カード保有者は、様々な理由でカードの前払い価値の全部または一部を使用しないことがある。これは一般に「ブレケージ (breakage)」と呼ばれる。

ブレケージの結果、事業者がどの時点でカード保有者に対する負債の認識を中止できるかについては見解が分かれている。一部の事業者はプリペイド・ストアード・バリューカードを、ASC 405-20-40-1¹ に従って認識を中止すべき金融負債と捉えている。そこに定められた要求事項に従った場合、事業者は総じてブレケージを会計処理できない。他の事業者は、顧客が権利を行使する可能性が低く (remote) なった時点で負債の認識を中止してきた。専門委員会に提起された論点は、事業者は ASC 606 に基づいてブレケージを認識し、その結果、プリペイド・ストアード・バリューカードの全額が使用されない場合、負債の認識を中止できるか否かということである。

2015 年 3 月 19 日の会合で、専門委員会は、カード発行者はカード保有者または第三者のいずれかに現金を支払ってカード保有者への債務を決済することを要求されることから、プリペイド・ストアード・バリューカードは金融負債であるという公開のための合意に達した。専門委員会は、適用範囲には、(1) 第三者によって提供される商品およびサービスを購入できる、または現金償還のオプションを含む、(2) 有効期限を持たない、(3) 分離された銀行口座 (例えば、顧客の預金口座) と結び付いておらず、(4) 未請求資産 (unclaimed property) 法の対象とならないカードが含まれるべきであると決定した。さらに、専門委員会は ASC 405-20 を修正することを決定し、事業者は、当該修正案の適用範囲に入るプリペイド・ストアード・バリューカードを有している場合、ASC 606 のブレケージのガイダンスを適用することを示唆した。ブレケージの開示の要求もまた、ASC 606 の要求と一致させる。専門委員会の公開のための合意に基づいて、FASB は、一定のストアード・バリューカードのブレケージの認識に関する [ASU 案](#)² を公表した。

¹ FASB 会計基準コディフィケーション (ASC) の表題については、デロイトの「[FASB 会計基準コディフィケーションのトピックおよびサブトピックの表題](#)」を参照。

² FASB の会計基準アップデート案「一定のプリペイド・ストアード・バリューカードに係るブレケージの認識」 - FASB の発生問題専門委員会の合意

要約: 今回の会合で、専門委員会は ASU 案に関する関係者のフィードバックについて議論した。専門委員会は、カードが有効期限を含むという条件を除外し、カード発行者が商品またはサービスをカード保有者に提供することを許容するよう適用範囲を修正することに合意した。数名の専門委員会メンバーは、トラベラーズチェックなどの類似した金融商品を含めるように適用範囲を拡大することが望ましいと述べた。専門委員会は、ASU の適用範囲に関して提起された懸念について決定を下さなかったものの、事業体が、提案されるブレケージのガイダンスをどの金融負債に適用できるかを判断できるようにする原則を策定することを FASB スタッフに指示した。

さらに、専門委員会は、事業体が修正案の適用範囲に入る金融負債を保有している場合、当該事業体は ASC 606 のブレケージのガイダンスを適用することを示すために ASC 405-20 を修正するという公開のための合意を再確認した。すなわち、発行者は、金融負債のブレケージ額(未使用額)に対する権利を有すると予想する場合、ブレケージに係る収益認識額の大部分の取り消しが生じない限り、保有者が「行使する権利のパターンに比例して」、予想されるブレケージの効果を認識する。それ以外の場合、保有者が残存する権利を行使する可能性が低くなった時点で、金融負債の予想ブレケージを認識する。

専門委員会はまた、事業体は ASC 606 によって求められるブレケージの開示に整合するブレケージの開示の提供を要求されることも決定した。さらに、専門委員会は、修正案の適用範囲に入る金融負債について、ASC 825 の開示要求に関連する適用範囲除外を定めることを決定した。

発効日および移行: 専門委員会は、このガイダンスの発行日を ASC 606 の発効日と一致させるべきことを決定した。公開企業体 (public business entity) については、このガイダンスは 2017 年 12 月 16 日以降に開始する年度(当該年度中の期中期間も含まれる)に対して発効する。それ以外のすべての事業体については、このガイダンスは 2018 年 12 月 16 日以降に開始する年度および当該日以降の期中期間に対して発効する。すべての事業体について早期適用が認められる(ASC 606 と異なり、このガイダンスは早期適用を制限していないことに注意)。

事業体は、ASC 606 に定める次の移行方法の 1 つを用いてガイダンスを採用することを要求される。(1) 採用した期間の期首時点における利益剰余金に対する累積的遡及修正を伴う修正遡及移行アプローチ、または(2)完全遡及法。

次のステップ: 2015 年 11 月 12 日に予定される会合で、専門委員会はガイダンスの適用範囲について再検討する予定である。

EITF 15-F 「キャッシュフロー計算書:一定の現金収支の分類」

現状: 暫定的決定

対象: キャッシュフロー計算書を作成する事業体

背景: ASC 230 は、財務活動または投資活動として分類される現金収支に関するガイダンスを定めている。財務活動または投資活動として適格でない現金収支に関連するキャッシュフローは、営業活動として分類される。しかしながら、ASC 230 には、キャッシュフロー計算書における現金収支の分類を評価する一貫した原則が存在しないため、実務の多様性、および場合によっては財務諸表の修正再表示が引き起こされている。専門委員会は 2015 年 6 月の会合で 6 つの論点について再検討し、そのうち 4 つについて暫定的決定に達した(詳しい情報については、デロイトの [2015 年 6 月の EITF Snapshot](#) を参照されたい)。今回の会合で、専門委員会は、6 月の会合から持ち越された 1 つの論点を再検討するとともに、3 つの新たな論点について検討した。その要約は以下の通りである。

- **企業所有生命保険(COLI)契約の支払による受取金(再検討)**－雇用主は、COLI 契約に基づき、とりわけ会社の重要な要員を失った場合に雇用主に補償する生命保険契約を購入する。現在、雇用主が、COLI 契約に基づいて支払った保険料および受領した受取金を分類する方法に関して実務の多様性が見られる。一部の関係者は、COLI 契約は従業員に給付を提供するために利用され、または他の生命保険(すなわち、定期生命保険)と類似しており、COLI 契約に関連するキャッシュフローは営業活動によるものとして分類すべきであると考えている。他の関係者は、COLI 契約は一定の節税効果を伴う投資手段であり、事業体は投資目的でそれを利用していることから、当該契約に関連するキャッシュフローは投資活動として分類すべきであると考えている。
- **持分法の対象となる被投資会社から受領した配当金**－持分法に基づいて投資を会計処理している事業体は、投資の利益または回収に該当する配当金を受領することがある。一般に、投資の利益に該当する配当金は営業活動に分類されるのに対し、投資の回収に該当する配当金は投資活動に分類される。関係者は、受領した配当金が投資の利益または回収のいずれであるかを判断する方法が数種類あると指摘しており、その結果、キャッシュフロー計算書における当該受取金の分類に多様性が生じている。
- **証券化取引における受益権**－事業体は、追加的な流動性を生み出すために、非連結の証券化事業体に売掛債権などの資産を売却することがある。一般に、資産を証券化事業体に売却した事業体は、現金および当該証券化事業体が発行した有価証券(「受益権<beneficial interest>」)というの形で対価を受領する。ASC 230 は、当初時点における証券化事業体からの受益権の受領に係るキャッシュフローの表示を取り扱っていない。その結果、受益権の当初受領を非現金活動として開示すべきであるとする見解がある一方、現金流出(すなわち、みなし購入)として表示すべきであるとする見解もある。加えて、関係者は、売掛債権の証券化に対する受益権の所有から発生する事後的な受取金の分類に関連して、実務に多様性が見られることを示唆した。関係者はさらに、その受取金は、(1)営業活動による現金流入(すなわち、事業体の売掛債権の回収)として、または(2)投資活動(すなわち、投資証券に基づく現金流入の受領)のいずれかとして分類すべきであると指摘した。
- **優位原則(predominance principle)の適用**－ASC 230 は、一定の現金流入および流出が2種類以上のキャッシュフロー(例えば、財務活動、投資活動または営業活動によるキャッシュフロー)の性質を持つ可能性のあることを認めた上で、「適切な分類は、その項目に係るキャッシュフローの優位な源泉である可能性の高い活動に基づいて決定しなければならない」と述べている。ASC 230 は、この優位原則の適用を例証する事例を示しているものの³、関係者は、この原則の解釈と適用に関連して実務に多様性が見られることを示唆した。具体的には、どんな場合に、(1)単一の項目に係るキャッシュフローを2種類以上のキャッシュフローに分離すべきか、または(2)単一の項目に係る複数のキャッシュフローを1種類のキャッシュフローに統合すべきかに関して見解が分かれている。

要約: 今回の会合で、専門委員会は以下の暫定的決定に達した。

- **COLI 契約の支払による受取金**－専門委員会は、COLI 契約の支払による受取金は投資活動として分類すべきであると暫定的に決定した。さらに、専門委員会は、事業体は COLI 契約の保険料支払金の分類を COLI の受取金の分類と一致させることは許容されるが要求されないことを決定した。

³ ASC 230-10-45-22 および 45-23 を参照のこと。

デロイトの
Dbriefs ウェブキャ
スト、「EITF
Roundup: 9月の
会合のハイライ
ト」をご覧ください。開始は9月
25日午前11時
(東部標準時)。
今すぐウェブキャ
ストにご登録くだ
さい。

- **持分法の対象となる被投資会社から受領した分配金** – 専門委員会は、事業体は累積収益のアプローチを適用することにより、受領した配当金を、投資の利益または回収(すなわち、それぞれ営業活動または投資活動による現金流入)のいずれかとして分類すべきであると暫定的に決定した。このアプローチによれば、受領した累積配当額から、過年度に受領した、投資の回収に該当する配当金(この計算方法によって決定される)を差し引いた金額が、事業体の累積収益を超えない限り、受領した配当金は投資の利益(すなわち、営業活動による現金流入)である。受領した配当金のうち、投資の回収に該当する金額は、受領した累積配当額から、過年度に受領した、投資の回収に該当する配当金を差し引いた金額が、事業体の累積収益を上回る金額として計算される。
- **証券化取引に対する受益権** – 専門委員会は、事業体の資産の証券化からの受取金として受領した受益権は、非現金活動として開示すべきであると暫定的に決定した。さらに、専門委員会は、事業体の売掛債権の証券化から得た受益権に基づく事後的な現金収入は、投資活動として分類すべきであると決定した。
- **優位原則の適用** – 専門委員会は、どんな場合に、単一の現金収入または支払いに係るキャッシュフローを、(1)その性質に基づいて分離して識別できるキャッシュフローとして、2種類以上のキャッシュフローに分離すべきか、または(2)現金収入もしくは支払いに係る優位な活動に基づいて統合して分類すべきか、に関する追加的なガイダンスを提供することを暫定的に決定した。

次のステップ: 2015年11月12日に予定される会合で、専門委員会は、拘束預金(restricted cash)に係るキャッシュフローの分類について再審議するとともに、(1)9つの論点すべてに関する移行の選択肢、ならびに(2)例証的な事例および実施ガイダンスについて審議する予定である。専門委員会は今後の会合で発効日について議論する予定である。

事務的事項

EITFの次回意思決定会合は暫定的に2015年11月12日に予定されている。

登録

EITF Snapshot およびその他の会計に関するデロイトの出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください。

www.deloitte.com/us/subscriptions

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実務戦略を提供するものです。以下のトピックに関して「財務責任者」シリーズに提示されるウェブキャストの貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務目的の財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は、CPE クレジット取得のための便利で柔軟な方法も提供します。次回のウェブキャストにつきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。Dbriefs に [ご登録ください](http://www.deloitte.com/us/dbriefs)。 www.deloitte.com/us/dbriefs

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。また、Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」をお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト <http://www.deloitte.com/us/techlibrary> をご覧ください。

また、会計に関するニュース、情報、米国 GAAP に重点を置いた出版物を提供する無料のウェブサイト「US GAAP Plus」もご覧ください。FASB の活動に関する記事や FASB 会計基準コーディフィケーション™ のアップデートのほか、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈委員会などの他の米国内および国際的な基準設定機関と監督当局の動向を掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は <http://www.deloitte.com/jp/about> をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。